

# ADR法の有用性 —概要と比較から—

ADR法 B班  
松瀬 志水 篠原 松田

## 目次

### ①ADR法について

- ・ADR法とは
- ・認証制度ってなに？
- ・ADR法成立の背景
- ・成立の流れ
- ・ADRの現状—民間型を中心に—
- ・これからのADR—改正案より—

### ②比較から見るADRの有用性

- ・民事訴訟手続とADRとの比較
- ・ADR法を用いた事例
- ・事例を用いた民事訴訟手続との比較

## 目次

松瀬 志水 松田 篠原

## ADR法とは

ADR・裁判外紛争解決手続

対象・司法型ADR／行政型ADR／民間型ADR

概要・①基本理念の定義②国、自治体の責務③認証制度を定めることで、国民の手続き選択を容易にし、国民の権利実現に資する(第1条)

### ①

## ①ADR法について

### ①

## 認証制度ってなに？

認証を受ければ、弁護士(法人)でなくても報酬を得て和解の仲介ができる！(弁護士法72条の例外)

### ① 【認証要件(6条16項目)】

紛争の範囲、手続実施者関係、弁護士助言、手続進行関係、秘密保持、費用算定、苦情

### 【認証制度における効果】

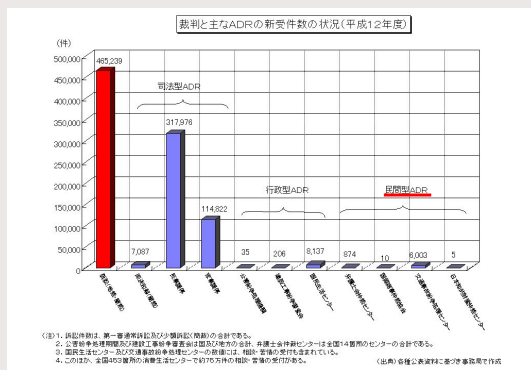
お墨付き効果、弁護士以外が仲介で報酬を得られる効果、時効中断効

## ADR法成立の背景

ADRの認知・理解不足

情報不足による利用の躊躇

利便性の不足



① 訴訟件数は、第一審裁判記録及び少額訴訟記録の合計である。  
 ② 公署紛争処理関係及び建設工事紛争委員会関係は国民生活センターの合計、弁護士会併設センターは全国14支部のセンターの合計である。  
 ③ 国民生活センター及び労働部紛争処理センターの数は、相対比較のため含まれていない。  
 ④ このほか、全国ADR協議会の協議会センター及び75の地方ADR協議会、労働部併設センター等がある。(出典)各種公表資料に基づき整理されたもの

(司法制度改革意見書第1回配布資料より)

## 成立の流れ

平成13年(2001年)「司法制度改革審議会意見書」

→ADRの拡充・活性化に関する議論の出発点

『国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢になるよう、その拡充、活性化を図るべき』

平成14年(2002年)「ADR検討会」開始

平成16年(2004年) ADR法成立

## ADRの現状—民間型を中心に—

### 【認証制度の活用状況】

- ① 認証ADR事業者の取扱い分野の「専門化」と「多様化」
- ② 認証事業者の都市圏への集中

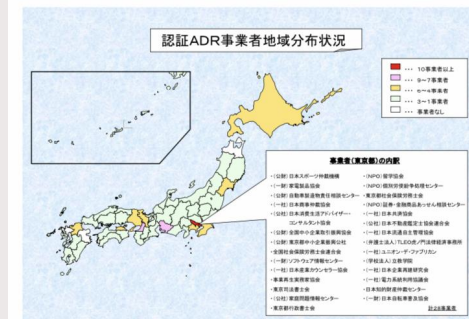
①

### 【運用上の課題】

- ① 地域・分野的偏りへの対応
- ② 法テラスとの連携
- ③ 申立費用等における法律扶助の利用促進

①

(資料8)



(ADR法に関する検討会報告書より)

## これからのADR—改正案より—

- ① 「ADR」という手段の位置づけの明文化
- ② 民間型ADRの費用を法律扶助の対象に
- ③ 裁判所によるADRの推薦
- ④ 情報遮断問題の解決
- ⑤ 「EU指令」の参考

①

①

②

## ②比較から見るADRの有用性

②

## 民事訴訟手続とADRとの比較

	民事訴訟手続	ADR
手続を主宰する構成員	裁判官に限定	裁判官に限定されない
手続の公開	公開	非公開
紛争の解決基準	実体法	実体法にとられない
事実の存否に対する判断	事実の存否を一義的に確定する必要あり	必ずしも一義的に確定する必要はない
利害関係人の参加	当事者間のみ紛争を解決	利害関係者を広く参加させる事ができる
相手方の応答義務	応訴の負担を追う	応答義務はない
解決結果の履行確保	確定判決は債務名義	解決結果は原則として債務名義とならない
手続に必要な費用	申立費用・弁護士費用・鑑定費用	弁護士費用・鑑定費用は原則として不要

## ADR法を用いた事例

自治会で購入した土地の所有権登記名義の移転登記手続に関する事案

Aさん(故)とBさん(故)の共有の土地の相続

A持ち分の土地

→相続人全員の協力を得て移転登記を完了している

B持ち分の土地

→相続人の1人であるbさんのみ協力を得られていない

## ADR法を用いた事例

### 第1回

Yの主張：本年度中に名義変更の必要に迫られているため、協力してほしい。

bの主張：当時受けた不当な扱いに不満。裁判をしてもいい。

Yは困惑を隠せず、bの主張が理解できないと伝えたが、手続き実施者は、Yの気持ちを受け止めた上で、bの心情をさらに深く話してもらい、まずそれをYに聞いてもらうことを中心に調停を進行した。

## ADR法を用いた事例

### 第2回

前半は第1回をトレースするような内容であったが、手続き実施者は先を急がず、丁寧に双方の話聞き取った。

手続き実施者はYに、自治会としてではなくY個人としての気持ちを聞かせてほしいと質問。

Yは、自治会長としての苦しみやこの話し合いにも疲れていることを話した。

そのまま具体的進展もなく、時間切れとなり終了した。

## ADR法を用いた事例

### 第2回の翌日

YからZへ調停申立を取り下げる旨を告げる連絡があった。

②

bからYへ移転登記に協力する連絡があり、bはZが持参した必要書類に捺印し、登記が完了した。

②

## ADR法を用いた事例

### 解決に至った要因

・期日や会場など、相手方が出席しやすい場を提供できたこと。

②

・応諾要請を行うケースマネージャーと調停人が、豊富な ADRトレーニングを受けていたこと。

②

・調停手続の紹介者自身も調停機関の特徴を理解しており、申立後も当事者のサポートを続けていたこと。

## 事例を用いた民事訴訟手続との比較

- ①手続きを主宰する構成員:精神的ハードルが低い、専門性が期待できる
- ②手続きの公開:公開することで起こりうる、自治会での他の紛争を回避できる
- ③紛争の解決手順:気持ちを尊重してもらえる
- ④事実の存否に対する判断:③に同じ
- ⑤利害関係人の参加:他に影響を受けている自治会メンバーも参加可能
- ⑥相手方の応答義務:本当に解決したいという思いがあれば行く
- ⑦解決結果の履行確保:このケースでは文書を作らずに解決に至った
- ⑧費用:弁護士費用が不要

②

②

### 結論

もし訴訟手続きをとっていたら、当事者たちの本当の気持ちが握り起こされないままbさんが敗訴し、裁判後の自治会内の関係がギスギスしてしまうかも。。。

## 参考文献

「司法制度改革審議会意見書」

<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>(2019年12月9日閲覧)

「ADR法に関する検討会報告書」

<https://japan-adr.or.jp/000121361.pdf>(2019年12月9日閲覧)

入江秀晃 (2013)、「現代調停論:日米 ADRの理想と現実」 東京大学出版会

和田仁孝 (2007)、「ADR:理論と実践」 有斐閣